

補助対象とする外国人材の在留資格

表 1

在留資格	特定活動の詳細	該当例
技能実習	/	/
特定技能		
高度専門職		
医療		
研究		
技術・人文知識・国際業務		
介護		
技能		
特定活動		
告知特定活動	5号の1, 2	ワーキングホリデー
	9, 12号	インターンシップ
	16, 17, 20, 21, 22, 27, 28, 29号	E P A
	32号	建設就労者
	33号	高度専門職の配偶者の就労
	35号	造船就労者
	37号	情報処理就労者
	42号	製造業務就労者
	46号	大卒者でN1以上の日本語力を有する者
	告知外特定活動	「技能実習」, 「特定活動（外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号)）」で, 特定活動への在留資格変更をされた方